

渋川市飲食関連事業者等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、群馬県による感染症対策営業時間短縮要請（令和3年5月8日から15日及び同年6月14日から20日まで実施）及びまん延防止等重点措置適用（令和3年5月16日から6月13日まで実施）に伴い、まん延防止等重点措置区域（前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町）の飲食店と食材や資材を供給する等の直接的な取引があり、当該要請により影響を受けて売上高が大幅に減少した市内小規模事業者に対して、企業活動の維持又は継続のため、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の使途)

第2条 補助金の使途は、人件費、家賃、光熱水費、運転資金、仕入れに係る費用、新型コロナウイルス感染予防対策に係る費用その他の事業活動の維持又は継続に要する費用とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和3年5月8日時点において市内に事業所を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者（以下、「事業者」という。）であること。

(2) 群馬県による感染症対策営業時間短縮要請協力金及びまん延防止等重点措置適用に伴う営業時間短縮要請協力金が支給されない事業者であること。

(3) 事業者は、原則として、法人にあっては法人税申告を、個人にあっては所得税又は住民税に関して営業等の事業所得の申告をしている者であること。ただし、本社が市外に所在する法人及び支店は除く。

(4) まん延防止等重点措置区域の飲食店等と直接取引などがある事業

者（令和元年6月から令和3年5月の間に直接的な取引などがあったことが確認できる場合に限る。）であり、以下のいずれにも該当しないこと。

ア 群馬県の時短要請及びまん延防止等重点措置の対象である飲食店等

イ 国、法人税法別表第1に規定する公共法人

ウ 政治団体、宗教上の組織又は団体

(5) 補助金受領後も、企業活動を継続する意欲がある事業者であること。

(6) 渋川市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第1号に定める暴力団に関係する事業者でないこと。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。

(8) 市税を滞納していない事業者であること。（新型コロナウイルスの感染拡大に伴い徴収が猶予されている者は除く。）

（補助要件）

第4条 この要綱による補助金の交付要件は、次のいずれかによるものとする。

(1) 令和3年5月又は6月の売上高が、令和元年又は令和2年の同月の売上高と比較をして30%以上減少していること。

(2) 令和2年6月2日から令和3年5月7日までの間に創業をした事業者は、以下のいずれかの方法で売上高を比較し、30%以上減少していること。

ア 令和2年6月2日から令和3年4月1日までの間に創業をした事業者は、創業した日の翌月の売上高（1日に創業をした場合は、当該月を含む。）から令和3年4月までの売上高の総額を該当月数で除して算出した月平均売上高と、令和3年5月又は6月の売上高の比較を行うものとする。

イ 令和3年4月2日から5月7日までの間に創業をした事業者は、創業をした日から5月7日までの売上高の総額を該当日数で除して算出

した日平均売上高に、比較する対象月の日数を乗じた売上高と、令和3年5月又は6月の売上高の比較を行うものとする。

(補助金の額及び支給限度額)

第5条 この要綱により交付する補助金の額は、1事業者につき50千円とする。

2 この補助金の事業全体の補助限度額は、12,400千円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和3年6月10日から9月30日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 法人にあつては、渋川市飲食関連事業者等支援補助金交付申請書兼請求書(法人用)(様式第1号)に、直前の事業年度の法人税申告書の写し。ただし、創業間もない等の理由で申告を行っていない場合は、交付申請日以前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書その他の事業を行っていることが確認できる書類

(2) 個人事業主にあつては、渋川市飲食関連事業者等支援補助金交付申請書兼請求書(個人事業主用)(様式第2号)に、令和2年分の所得税確定申告書の写し又は住民税申告書の写し。ただし、創業間もない等の理由で事業所得に係る申告を行っていない場合は、開業届出書等の事業を行っていることが確認できる書類

(3) 第4条に基づき比較する月又は期間のそれぞれの売上高を証する書類(売上台帳、売上帳簿等)の写し

(4) 令和元年6月から令和3年5月までの間において、まん延防止に伴う営業時間短縮要請における重点措置区域の飲食店等と直接的な取引などがあることが確認できる書類(契約書、納品書、領収書等)の写し。ただし、取引上それらの書類を徴しない場合は、渋川市飲食関連事業者等支援補助金取引状況確認書(様式第3号)

(5) 必ず申請者が自署した誓約書(様式第4号)

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の確定額を記載した渋川市飲食関連事業者等支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第5号）を交付する。

（書類の整備）

第8条 申請者は、本補助金交付に関する書類等を整備し、補助金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間は保管しなければならない。

2 申請者は、市長から前項に定める期間内に、前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。